



産業保健総合支援センターと 治療と仕事の両立支援

2026年3月3日

埼玉産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターは

略して

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！！

事業所外
資源によるケア
のひとつです。

働く人の「こころ」と「からだ」の
健康管理について
相談できる窓口があります

独立行政法人 **Johas**
労働者健康安全機構
Japan Organization of Occupational Health and Safety

さんぽ センター

皆藤 愛子さん

相談聞く
ゾウ〜!

ご利用・ご相談は
すべて無料!

さんぽセンター
公式キャラクター

産業保健総合支援センター・地域産業保健センター

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)

<支援内容>

- ① 専門的相談対応
- ② 個別訪問支援による メンタルヘルス対策
- ③ 働く人の健康管理に関する 情報提供
- ④ 事業主・労働者に対する セミナー・研修 等
- ⑤ 治療と仕事の両立支援

地域産業保健センター(地さんぽ)

労働者数**50人未満**の、小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

・県内11か所で活動しています。

- ①**健康診断**の結果について医師からの**意見聴取**
- ②**長時間労働者**や**高ストレス者**に対する**面接指導**
- ③労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理に関わる**相談**
- ④専門スタッフによる**個別訪問支援**

お問い合わせ <https://www.saitamas.johas.go.jp>

 048-829-2661

治療と仕事の両立とは

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることである。

治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書(平成24年8月)より

両立支援の相談事例 ①

< 復職が認められなかった事例 >

名前: Iさん 性別: 女性

疾病: 大腸がん

産業分類: IT

従業員: 1,000名以上

企業規定: **配慮なし復帰**

(メンタル不調の休職者が多く、規則がメンタルに特化した傾向)

職務内容: 常駐、委託業務

勤務年数: 3~4年(正社員)

勤務時間: 8h/5日

(約20日/M勤務に対し、4日の不調を予測し16日勤務可能と本人は考えている)

産業保健スタッフ状況: **産業医あり**

現在の状況: 休職中 傷病手当受給中 (社内規定休職満了まで7ヶ月弱)

有給残: なし

治療状況: 抗がん剤2w毎治療中にて治療後は**2~3日は倦怠感**など寝込む事がある。

本人希望: **復職**(社内**業務異動**希望: **依頼もと1人常駐は難しい**と感じていた為)

その他: 自分の経験をもとに、両立部門の立ち上げにも尽力したい旨の希望あり。

復職について意欲的な様子がみられた。

相談事例①：対応

促進員である保険労務士・看護師などが対応。

＜面談のはじめに＞

両立支援の進め方説明・確認。(必要提出書類や希望時は企業訪問対応含む)

相談内容及びご本人の意向確認。

主治医の診断書などの状況確認。(2ヶ月先迄、治療継続の診断書提出済み)

現状の不安・就労についてなどについての課題確認。

上記にて、傷病手当なども受けており経済的な不安は聞かれなかった。

一方で、復帰・就労に関しての**課題**として有給が無いが通院・体調不良時の**配慮** (フレックス・在宅など) **規定変更**を認めてもらえるか？

常駐、委託業務は難しい(担当を持つのは難しい)社内業務異動が認められか？

診断書・復職意向を伝えるも

企業受け入れが課題



企業規定に準じ、**配慮なしの復職条件**にて休職満了にて終了予定。

両立支援の相談事例 ②

<復職が認められた事例>

名前:Kさん 性別:男性 年齢:40代

疾病:肺がん・脳転移

産業分類:行政機関 出向

従業員:250名



職務内容:システムエンジニア

産業保健スタッフ状況:産業医あり

現在の状況:有休消化済み。(休職になっているか詳細不明) 傷病手当申請なし)

治療状況:抗がん剤1回/日服薬中。

医療面:疲れやすい・咳・声が出にくい・睡眠は浅く2又は3時間毎に目が覚める。

主治医の意見:復職可能

休み中の職場連絡:上司より、時短勤務又は出向先勤務日数変更・在宅の提案。

本人の希望:復職。(働き方については上司の提案もあり相談しながら勤務を開始希望)

相談内容:復職可能の診断書を提出しているが、産業医が復職を認めない。

会社としても産業医の職場復帰可能の判断がなければ職場復帰を認めない。

この状況にて、両立支援・復職の進め方を知りたい。(産業医面談未実施)

相談事例②：対応

促進員である保険労務士・看護師などが対応。

<はじめに>

両立支援の進め方説明・確認。(必要提出書類や希望時は企業訪問対応含む)

相談内容の確認と現状についての説明。

主治医からは職場復帰可能の診断書が出ているが、会社の産業医からは職場復帰不可と判断していること。また、会社としては産業医の職場復帰可能の判断がなければ職場復帰を認めないとのこと。

上記について

職場復帰可否の最終的な判断は産業医ではなく事業者が行う旨を説明。

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の説明。

労働者(患者)の勤務情報を主治医に提供し、主治医の意見を求めるやり取りについて説明するとともにこれら資料を会社の人事へ提出するようアドバイスした。



本人希望・産業医・事業者の面談予定。

結果によっては再度相談依頼するとのこと。

後日、(感染症リスクの少ない時期)職場復帰するとの連絡あり

両立支援の相談事例③

＜病院内での連携事例＞

名前:Aさん 性別:男性

疾病:心臓肉腫

産業分類:公務員(夜勤業務あり)

治療状況:抗がん剤治療予定。(3~4回/月変更予定)

主治医意見:事務職なら復職可能

本人希望:5ヶ月後(4月)の復職検討中。但し夜勤が不安なため職場と交渉したいと考えている。

既往:小児喘息

医療面:夜間呼吸が苦しい(カルテ記載あり)。

面談時も同様に「夜間呼吸が苦しい」と聞かれています。

また、「眠れない」「痛み」双方の訴えもあり睡眠状態は不安定。

8時半に起床できる事もあるが、通常出社の際には6時前の起床が必要。

また、通勤は1時間程度かかる。

就労面:上司は定期的に訪問や電話など連絡をとっている。

休職期間は、2年間。(現在の状況は未確認)

その他:面談には奥様と未就学児が同席。

相談者Aさんは、質問に対しては返答するが初回面談の為か自発的な発言は少なくい。

相談事例③-1:対応

院内の相談室担当者様同席にて、促進員:社労士・看護師が対応。

<はじめに>

院内の規定に準じ、同意書確認。

現状確認。(医療面・**生活状況**など)

復職に向けての希望や不安などの確認。

会社様への提出書類などの把握状況の確認。

主治医は**事務職**なら復職可能と言われているが、医療面(体調含め)からの不安について確認。

本人の希望として、**夜勤が不安**なため職場と交渉とあるが睡眠・起床時間が不安定にて通常出社は負担にならないかその他の配慮含め状況を確認するが本人は「起きようと思えば起きられる」と話している。

また、日常の過ごし方について確認した際に昼寝など**横になって過ごす事が多い**状況が見えてきた。復帰時期を4月を目標にしている理由を確認すると子供の就学時期を挙げていた、また休職中に子供との関わりを聞くとAは子供と関わっていると話すと同席の奥様からは否定的な反応が見られた。(奥様は産前産後で仕事復帰経験あり)

ご主人の復帰は治療状況・**生活リズム**含め業務状況を主治医に伝え**復帰時期**や**配慮**内容など検討してはどうかと伝えるが、奥様より「病気だから(不安定)仕方ない」との返答がありました。

相談事例③-2対応

＜復職に向けての課題＞

治療状況が**変更予定**である事。

生活状況、特に**睡眠が不安定**である事。

復職に向けての不安要素がある事。

上記にて、復帰を具体的に検討する**時期**で良いか検討を勧める。

また、同席されていた**相談室担当者様**より下記のアドバイスを受ける。

治療に加え、睡眠などの治療支援・相談の検討の提案があり。

担当医師の状況や病院内の連携可能な科を客観的に説明いただく。

また必要時は、連携“科”への支援の提案もありました。



休職期間の確認。

治療の変更予定にて、今後の経過をみて復帰時期の検討とする。

(体調・生活状況含め)

復帰の際には、配慮内容も検討とした。

(療養環境について、本人の意向も確認できる機会も必要と感じた)

まとめ

事業者、労働者の皆様へ

支援はすべて **無料** です

治療と仕事の両立支援

「がんと診断されても、すぐに仕事を辞めないで！」



■ 治療と仕事の両立とは ■
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられることです。

■ 相談の対応 ■
事業主や人事労務担当者、労働者などからの治療と仕事の両立支援に関する相談に応じます。

■ 個別訪問支援 ■
両立支援促進員等が事業場を訪問し、社内制度の整備、就業規則の見直し、両立支援の進め方についての助言等、両立支援制度の導入をサポートします。

■ 個別調整支援 ■
労働者や事業者からの申し出に応じ、労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業者と労働者間の調整支援や両立支援プラン作成の助言を行います。

■ 啓発セミナーの実施 ■
両立支援を普及・啓発するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施します。

申込み方法 裏面の申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにて当センターまで送信してください。

♪♪♪ お気軽にご相談ください。お待ちしております ♪♪♪

独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター
さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル3F
<https://www.saitamas.johas.go.jp> TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

埼玉労働局 独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター

事例1・2共に病院様からのご紹介で、さんぽセンターの支援サービスを知りませんでした。

治療状況が安定している一方で事業所にどの様な書面・状況を伝えて良いのかを分からないご相談でした。

個別訪問についてのご説明はするものの訪問を希望はされませんでした。

事例3:院内の相談室様との連携は相談者様を中心に院内情報の提供(院内連携)や企業への情報提供など治療と仕事の両立支援に必要な連携の機会と感じました。

今後も「さんぽセンター」の紹介と相談者様を中心に医療機関とも連携を大切にしたいと感じました。